

特定(多数)給食について

- ・特定給食施設とは、「特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。」(第20条第1項)としており、さらに健康増進法施行規則により、「法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を特定給食施設とする。」(第5条)としています。
- ・札幌市では、特定給食施設について、保健所の栄養指導員が健康増進法に基づき、必要な助言及び指導を行っています(法第22条)。
- ・札幌市では、札幌市健康増進法施行細則において1回50食以上または1日100食以上の食事を供給する施設を「多数給食施設」としており、特定給食施設と同様の助言及び指導を行っています。

特定給食施設が行う栄養管理について

厚生労働省通知

令和2年3月31 日付け 健健発0331 第2号

「特定給食施設における栄養管理に関する

指導・支援等について」

別添2: 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000637208.pdf>

特定(多数)給食 届出書について①

届出書とは…？

- ・特定給食施設の設置者は、特定給食開始(再開)届を保健所に届け出ることになっています。また、**届出の内容に変更がある場合や事業の休止又は廃止したときも届け出ことになります。**
- ・多数給食施設の設置者においても特定給食施設の届出を同様にお願いしております。

詳しくは、

札幌市公式ホームページ「特定(多数)給食施設」をご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/syokuiku/tokutei-kyuushoku.html>

特定(多数)給食 届出書について②

給食届出事項変更届の提出が必要なのは、いつ？

(1) **設置者の住所**の変更

(例) 法人の場合は、主たる事業所の所在地の変更など

(2) **設置者の氏名**の変更

(例) 法人の場合は代表者の氏名の変更など

(3) **給食施設の名称**変更

(例) 法人の名称や施設名の変更など

(4) **給食施設の所在地**の変更

(例) 住所表示の変更や住所の変更など

(5) **給食施設の種類**の変更

(6) **給食の開始予定日**の変更

(7) **予定給食数**の変更(給食数=病院は許可病床数、施設等は入所定員数)

(8) **管理栄養士及び栄養士の員数**の変更

特定（多数）給食変更届

年　月　日

（宛先）札幌市保健所長

押印不要

特定（多数）給食施設
設置者の住所及び氏名
(株)札幌うえるねす
札幌市中央区ウェルネコ1丁目
ウェルネス花子
(電話)

(※ 法人にあっては、特定（多数）給食施設の設置者
者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

この度、届出事項に変更が生じましたので、健康増進法第20条第2項（札幌市健康増進法施行細則第3条第2項及び第5条）の規定により届け出ます。

特定（多数）給食施設の名称
ウェルネコセンター

特定（多数）給食施設の所在地
札幌市中央区ウェルネコ1丁目

変更年月日
令和◆年○月△日

変更事項
食数変更と管理栄養士・栄養士数の配置

変更前	給食数 100
変更後	給食数 150 管理栄養士 1名

記入例

- ・特定給食施設の
・ウェルネコセンター が
- ・令和◆年○月△日 に
- ・給食数(入所定員数)変更
- ・管理栄養士を配置した。

